

令和3年5月7日

東京証券取引所 上場部 御中

特定非営利活動法人

日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク

理事長 牛島 信

### 「コーポレートガバナンス・コード（改訂案）」についての意見

令和3年4月7日に公表された「フォローアップ会議の提言を踏まえたコーポレートガバナンス・コードの一部改訂に係る上場制度の見直しについて（市場区分の再編に係る第三次制度改正事項）」で示されているコーポレートガバナンス・コード（改訂案）（以下「改訂案」という。）について、日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク（以下「CG ネット」という。）として、以下のとおり意見を述べる。

なお、CG ネットは、上場会社におけるコーポレート・ガバナンス全般の実効性を向上させることを目指す観点から、コーポレートガバナンス・コードの実践者であるべき独立社外取締役や独立社外監査役とその候補をはじめとした、経営陣幹部に対するトレーニングプログラムである「MID コース」、及びコーポレート・ガバナンスの実務を担う取締役会事務局等向けのトレーニングプログラムである「MID 事務局コース」を実施するなどしている。こうした活動に加えて、社外取締役及び同取締役を構成員とする各種委員会の実質を向上させ、上場会社のコーポレート・ガバナンスの実効性を向上させる取り組みを一層具体的に拡大していく所存である。

#### 1. 補充原則4-8③について

(意見)

本改訂案は、補充原則4-8③において、支配株主を有するプライム市場上場会社については、取締役会において支配株主からの独立性を有する独立社外取締役を過半数選任するものとするが、その余の上場会社については、過半数の選任を求めている。

しかしながら、支配株主を有する上場会社における一般株主保護の必要性はプライム市場上場会社であるか、他の市場における上場会社であるかによって異ならないと思われ、ガバナンス体制の強化を特段プライム市場に限定する必要はない。そのため、支配株主を有する上場会社は、その属する市場区分にかかわらず独立社外取締役を過半数とすべきである。

#### 2. 補充原則4-11①について

(意見)

本改訂案は、補充原則4-11①において、取締役会全体としてのスキル・マトリックスをはじめ、経営環境や事業特性等に応じた適切な形で取締役の有するスキル等の組み合わせを取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきとする。

社内外の各取締役の有する知識・経験・能力などを一覧できるようにすることは、株主による取締役選任の賛否の意思決定に資するだけでなく、候補者を提案する側にとっても多様性に富み、自社に寄与する人物を厳選することへの動機付けになることが期待できる。

ただし、機関設計による差異をなくすとともに、重要性が高まっている「監査」を担う役員をもその対象とするべきであることから、スキル・マトリックスの対象者に監査役を含めるべきである。

また、本改訂案は、独立社外取締役には、他社での経営経験を有する者を含めるべきであるとするが、社外取締役候補者の選任を誰が行うかについては、経営者でなく、実質的に社外取締役が主導するための仕組みを設けさせるべきである。

以上